

教育民生常任委員会

令和2年12月15日(火)

教育民生常任委員会

定例会名 令和2年第4回定例会
招集日時 令和2年12月15日(火) 午前10時00分
招集場所 議場

出席委員 6名

委員長	守屋常雄
副委員長	遠藤憲子
委員	石原幸雄
〃	杉森弘之
〃	秋山泉
〃	甲斐徳之助

欠席委員 池辺己実夫

出席説明員

副市長	滝本昌司
教育長	染谷郁夫
保健福祉部長	内藤雪枝
教育部長	川井聡
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田茂男
教育委員会次長兼 生涯学習課長	大里明子
学校教育課長	川真田英行
指導課長	豊嶋正臣
文化芸術課長	糸賀珠絵
スポーツ推進課長	高橋頼輝
中央図書館長	大和田伸一
保健福祉部次長	飯野喜行
社会福祉課長	石塚悟
こども家庭課長	結束千恵子
保育課長	橋本早苗
高齢福祉課長	川真田智子
健康づくり推進課長	渡辺恭子
医療年金課長	石塚史人

議会議務局出席者

書	記	長	江	弘	美
書	記	田	上	洋	子

令和2年第4回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育民生常任委員会

- | | |
|----------|--|
| 議案第 89号 | 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 90号 | 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 91号 | 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 92号 | 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 93号 | 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ |
| 議案第 94号 | 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 96号 | 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 97号 | 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号） |
| 意見書案第11号 | 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について |
| 意見書案第12号 | コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について |
| 決議案第 4号 | 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について |
| 請願第 5号 | 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書 |

午前10時00分開会

○守屋委員長 おはようございます。

ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

池辺委員より、委員会欠席の届けがありました。

本件の審査は、分割して行います。

まず、教育委員会所管について、問題に供します。

本日、説明員として出席した者は、副市長、教育長、教育部長、教育委員会次長兼教育企画課長、教育委員会次長兼生涯学習課長、学校教育課長、指導課長、文化芸術課長、スポーツ推進課長、中央図書館長であります。書記として、長江君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

意見書案第11号 不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出について

意見書案第12号 コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出について

決議案第 4号 福祉に関連する諸政策の推進を求める決議について

請願第 5号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書
以上12件であります。

そのうち、教育委員会所管の案件は、議案第93号令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ、以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言いただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第93号令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第93号について、提案者の説明を求めます。教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 おはようございます。生涯学習課大里です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第93号令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、生涯学習課所管の補正予

算につきまして御説明申し上げます。

3事業ございます。まず、補正予算書、4ページを御覧ください。

繰越明許費の下から3つ目、中央生涯学習センターの施設を改修するの事業でございますが、エレベーター更新工事の予算3,031万6,000円を繰り越すものでございます。現在文化ホール、展示ホールの改修工事の実施設計を進めているところでございますが、その中で、エレベーターの設置場所の見直しも含めた大規模改修を検討しておりましたので、エレベーター工事の発注を見合わせておりました。しかしながら、検討の結果、年度内に単体で更新する方向で決定はしたものの、これからの発注では年度内竣工が難しいことから、全額繰り越すものでございます。

次に、補正予算書、26、27ページを御覧ください。

中段3つ目、款10教育費項5社会教育費目2生涯学習センター費0108ひたち野うしく地区の小中学校施設を社会教育に開放するの事業でございます。この事業は、ひたち野うしく小学校の音楽室や図工室などを一般に開放している事業でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、小学校の教室等に不特定多数の市民が出入りすることを避けるため、今年度は一般開放を中止いたしましたので、施設の受付事務手数料135万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、すぐ下になります。0112生涯学習センターで新型コロナウイルス感染症対策を実施するの事業でございます。

コロナ対策といたしまして、新しい生活様式に向けた3つの新たな取組を実施する経費といたしまして、1,284万4,000円を増額するものでございます。

1つ目は、生涯学習施設の予約システム及び講座運営システムの導入です。現在は紙申請で行っているため、必ず来館する必要がございますが、システムを導入することで来館せずに予約をすることや講座の申込み、空き状況の確認などができるようになり、接触の機会を減らすとともに市民の利便性の向上を図ります。

2つ目は、生涯学習講座をインターネットを介したオンラインにより配信できる環境を整備するものでございます。これまでは、参加者に集まっていただく講座しか開催できませんでしたが、LAN環境の整備、Zoomを購入することで、自宅にいながらにして講座を受講することができるようになり、接触の機会を減らすことができます。

3つ目は、中央奥野三日月橋の各生涯学習センターの手洗い水洗を自動水洗に更新いたします。手洗い後に蛇口に触れずに済むことでコロナ対策を図るものでございます。これらの財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10の補助の対象となるものです。

以上でございます。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 おはようございます。学校教育課川真田です。よろしくお願いたします。

学校教育課所管の補正予算について御説明させていただきます。

歳入、歳出、繰越明許とありますが、まず、歳出予算から御説明させていただきます。

補正予算書の24、25ページを御覧ください。

教育費小学校費学校建設費に計上いたしました3つの事業がございます。こちらについては、いずれも文部科学省の国庫補助金の交付が決定したことによる予算計上でございます。

まず、岡田小学校のグラウンドを整備するの事業につきましては、水はけが悪く、改修を計画していた岡田小学校グラウンドについて補助の決定が出たもので、整備工事を行うものです。暗渠排水路床、表層という形で整備する予定です。

次に、向台小の体育館のトイレを改修するにつきましては、こちらも老朽化した向台小体育館の中の特にトイレの部分について、今回改修を行い、洋式化を図るものでございます。

その下の小学校の空調設備を更新するにつきましては、整備後おおむね15年程度経過しております。老朽化した学校の空調設備について、更新のための工事を行います。更新としては、古いものから順に行っている状況ですが、今回対象となるのは、牛久小学校、岡田小学校、牛久二小、中根小、向台小、小学校の部分では、その5校の空調設備、それも古い順からということで、全部ではありません。一部を予定しております。

その下にまいりまして、教育費の中学校費の学校管理費、こちらにつきましては、中学校の施設を改修する、こちらの整備工事につきましては、奥野の義務教育学校の南校舎の校舎等において、来年、特別支援学級の増加が見込まれることから、現在パーティションで1つの教室を区切って運用しているんですが、その運用ではちょっと不具合が生じるということで、教室を分割するための壁とエアコン等の分割も行うための工事費の計上でございます。

その下、中学校の教材を整えるにつきましては、来年度、中学校の学習指導要領の改訂が見込まれておりますが、それに合わせて前年度に教師用の指導書を購入してそろえる予定で当初予算計上してはいたしましたが、購入単価が予想外に上昇しております。不足分を補正、要求するものでございます。

その下、中学校の空調設備を更新するにつきましては、小学校と同様、老朽化した空調設備について、古いものから行っております。今回こちらについても文科省の国庫補助金の対象となっております。今回整備するのは、牛久一中、三中、牛久南中の3校の空調設備、その一部、古いものからという形で行う予定でございます。

続きまして、28、29ページを御覧ください。

歳出予算の最後になります。自校式学校給食を運営するの事業につきまして、委託料の1,084万円につきましては、当初予算の予算計上時に計上不足があったための補正予算計上でございます。

続きまして、歳入予算について御説明いたします。

予算書の12、13ページを御覧ください。

上から2つ目の表で、国庫支出金、国庫補助金、その中の6番の教育費国庫補助金の小学校費補助金4,439万7,000円とその下の中学校費補助金2,021万2,000円につきましては、先ほど御説明いたしました向台小体育館のトイレ、岡田小のグラウンド改修及び小学校、

中学校で空調更新工事ということで計上した歳出予算に充てるものでございまして、3分の1の補助率となっております。

最後に、予算書の4ページを御覧ください。

繰越明許費の補正になります。今回補正計上しました文部科学省の国庫補助金の事業につきましては、全てこれから執行を行います。翌年度にまたがっての事業執行ということで考えておりましたが、それらがまず、2の小学校費と3の中学校費に計上しました岡田小学校のグラウンドを整備する、向台小体育館のトイレを改修する、小学校の空調設備を更新する、中学校の空調設備を更新するの4つの事業になります。

さらに、小学校費の中で、小学校施設を改修するとして、505万8,000円の繰越明許費を計上してございます。こちらにつきましては、建築基準法の12条に基づく建物の定期報告の不具合箇所の改修工事を毎年行っているものですが、特に春休みの期間を使って実施したいということで繰越しを計上させていただきました。

さらに、中学校費の中学校施設を改修する、こちらにつきましては、奥野の義務教育学校の、先ほど申し上げた教室を分割するための工事、これも春休みを使って実施する必要があるということで計上させていただきました。

一番下の給食施設を維持管理するの1,088万9,000円、こちらにつきましては、9月補正予算において、各給食室のトイレや手洗いシンク、脱衣スペースということで、コロナ禍での衛生環境の整備ということで計上させていただきましたが、こちらも工事の実施期間として春休み期間をフルに使う必要があるということで、今回繰越明許費を計上させていただきました。

以上です。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 スポーツ推進課長高橋です。よろしくお願いいたします。

私から、今年度の12月補正予算、スポーツ推進課所管分について御説明いたします。

まず、28、29ページを御覧ください。

款10教育費項6保健体育費目1保健体育総務費0106牛久シティマラソン大会開催を支援する事業になります。

令和3年1月11日の成人の日に予定しておりました牛久シティマラソンですが、新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、今大会の中止を決定いたしました。来年度、改めて第45回大会として開催することも併せて確認をしているところでございます。そのため、今年度の実行委員会への交付金640万円を全額減額するものとなっております。

これに伴いまして、歳入の変更もございます。

14、15ページを御覧ください。

款20項4雑入目4雑入のスポーツ振興くじ助成金になります。

先ほど御説明いたしました今年度の牛久シティマラソン中止に伴いまして、交付決定を受けておりましたスポーツ振興くじ助成金の全額の減額ということになります。

28、29ページにお戻りください。

次に、款10教育費項6保健体育費目2体育施設費0108牛久運動公園で新型コロナウイルス感染症対策を実施する事業になります。こちらはコロナ禍においての新しい生活様式の実践の一つとして、施設利用申請窓口での利用者及び職員の接触機会を軽減するため、新たに市内運動施設予約システムを導入するものとなります。総額として512万5,000円の増額補正とさせていただきます。役務費として回線使用料、委託料としてシステム導入費、使用料としてシステムの利用料、工事請負費として回線工事費、それから、専用パソコンの備品購入費、以上の項目で上げさせていただきます。

なお、こちらは生涯学習課で計上しておりますシステムと同じものを導入いたしまして、1つのシステムで1つのIDを使って生涯学習施設、それから、スポーツ施設両方の予約ができるシステムとして導入する予定となっております。これらの財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金10分の10の補助対象となっております。

以上です。

○守屋委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 おはようございます。中央図書館大和田です。よろしくお願ひいたします。

中央図書館所管の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書4ページを御覧ください。

繰越明許費の下から2番目、図書館で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、333万4,000円になります。こちらは9月補正予算で議決をいただきました書籍消毒機の備品購入費となります。現在需要が多く、製造が間に合わず、納期が6月以降となる見込みですので、繰越しをさせていただくものとなります。

続きまして、補正予算書、26、27ページを御覧ください。

真ん中より下になります。款10教育費項5社会教育費目3図書館費、事業が0102図書館施設を維持管理する、役務費の105万7,000円の減額となります。先ほど生涯学習課長より御説明いたしましたひたち野うしく小学校学校開放と同様で、小学校図書館開放事業が今年度中止となったため、受付事務手数料を減額するものとなっております。

続きまして、その下にあります0111図書館で新型コロナウイルス感染症対策を実施する、75万3,000円の増額になります。こちらは新型コロナウイルス感染症拡大防止により、人との接触の機会を減らすため、来館せず図書館サービスである相談業務などや図書に関するイベントを想定しておりますが、オンラインにより実施するものです。また、動画による情報発信を行うため、回線設置工事、回線使用料、機材購入費などを増額するものとなります。こちらの増額補正分の財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となっております。

以上でございます。

○守屋委員長 ほかに提案者、ございませんか。

これより議案第93号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願ひ

ます。石原委員。

○石原委員 おはようございます。

補正予算に関しまして、数点お尋ねをいたします。

まず、補正予算書の25ページでございます。

0102向台小体育館のトイレを改修するというので予算が計上されておりますが、これに関連しまして、市内小中学校の和式から洋式へ改修しなければいけないというか、改修する今後の予定の学校の数というのは、幾つになっているのか、お尋ねをいたします。それが1点目です。

それから、2点目でございます。0103小学校の空調設備を更新するというので、幾つかの学校で工事が行われるということでございますが、それぞれの学校の工事費の内訳を示していただきたいと思います。それから、完成時期、いつ頃この工事が終わるのかということ、これが2点目でございます。

それから、3点目。一番下になります。0101中学校の空調設備を更新するの予算を6,000万円計上されておりますが、これも幾つかの学校で工事が行われるということでございますが、それぞれの学校の工事費の内訳と工事の完成時期をお示しをいただきたいと思います。3点でございます。よろしく申し上げます。

○守屋委員長 答弁、お願いいたします。学校教育課長。

○川真田学校教育課長 まず、トイレについての御質問なんですけど、まず、これから改修しなければいけないトイレということになりますと、学校数ということになりますと、ちょっとすみません、和便器が今残っているデータしかちょっと手元にはございませんで、そちらでいきますと、10校でまだ和便器が残っております。体育館については、特に向台小が6基残っているということで、他の施設と比べても多い状況ではございます。向台小については、後々全体的な長寿命化改修も将来的には考えております。耐震については、もう既に終わっておりますが、内装等の長寿命改修はまだ済んでおりませんが、今回はトイレの部分だけ補助がついたということで、先行して行うという状況です。

それと、工事費の内訳ということなんですけど、まず、小学校が、先ほど5校挙げましたが、まず、一番大きいのが中根小で1,633万8,000円、牛久小が1,320万円、向台小が1,300万円、岡田が650万円、牛久二小が580万円というぐらいの感じです。

中学校でいきますと、一中、三中、牛久南中ということで申し上げましたが、一番大きいのが一中で3,757万8,000円、三中が1,082万2,000円、牛久南中が830万円という形でございます。空調設備は、平成18年頃に普通教室を一気にやっておりますが、まだちょっと古い順からやっておりますので、まだそこまではちょっといってなくて、この段階ではまだ管理諸室等の実施でございます。

以上です。

○守屋委員長 石原委員。

○石原委員 課長、答弁漏れ。私、併せて聞いたのは、それぞれの工事の完成時期はいつになるのかということをお答えいただいたかったんですが。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 すみません。答弁が漏れました。空調設備の完成時期ということですね。（「空調設備の完成時期です」の声あり）失礼しました。

空調設備につきましては、基本的に夏場の使用というものを考えて、極力その前までの段階で行いたいということで考えておりますが、そうなってくると春休みとゴールデンウィークが勝負どころになっているんだと考えております。

○守屋委員長 ほかに。

○甲斐委員 よろしく申し上げます。私も3点ほどあります。

29ページ、自校式学校給食を運営するの部分なんですけれども、予算計上の不足分の計上ということで、具体的に何の不足なのか、お示しいただきたいと思います。

あと、今の石原委員の部分とちょっとかぶるんですけれども、根本的にその実施の実設計があつて工事発注になると思いますけれども、実設計において、その設計依頼を立てるのに何社かまらず見ているのかどうなのか。ここに限らず全体なんですけれども、改めて確認をさせていただくと、その実設計会社が決まった後に選定理由があるのかどうなのか、お聞きしたいと思います。

その発注の工事に関してなんですけれども、一般入札でやっていくのか、指名入札であるのかということをお聞かせいただければと思います。

その中で、ちょっとこれは議案書の中ではないんですけれども、この間、岡田小の正門に何か工事看板があつたんですけれども、私、ちょっとあそこから、狭いので車を止め切れなかつたんですよね。工事内容を確認していないんですけれども、この工事だったのか、ではないのか、あつたとすれば、今撤去されちゃっているんですよ。一、二週間前ぐらいに工事看板があつたので、この工事の件なのかなと思つたんですけれども、まだその前だし、何の工事だったのかなというのを教えてほしいなという。

以上、3点です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 甲斐委員の御質問にお答えいたします。

まず、給食の不足、当初の計上不足ということで御説明したんですが、すみません、計上にちょっとミスがございまして、ちょっと不足が生じたということでございます。学校給食の委託料の計上でちょっと計上ミスがございまして、不足が生じたということでございます。

それと、設計費については、予算要求の段階では、何社か見積りをいただいた上で予算計上しております。

それと、この工事については、発注としてはアッパーで1,570万円ですので、指名競争入札、4,000万円まではいかないので、という形になるかと思つます。

それと、岡田小の正門については、ちょっとごめんなさい。私、看板を確認していないんですが、今やっているもので思い当たるところでいきますと、実は408の歩道は、前々からあそこは牛久高校と岡田小と一中生がもう通学時間に入り混じって狭いので、危険だということでお願

いしていたんですが、やっとな幅をさせていただけると。歩道の部分だけですがということで最近打合せをしておりますので、その工事が間もなく始まるかと思っておりますので、その関係か、ちょっとごめんなさい、看板を私、ちょっと直接見ていませんので、それが、つい最近あの辺ですと工事としてございます。

以上です。

○守屋委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 後で3番目は、教えてください。多分これじゃないということで認識しました。

一応、今答弁の中で1個漏れちゃっているのが、数社か、実施設計会社も相見積りというか、予算を取るという話なんですけれども、この業者に決まりましたよというその選定理由をお聞きしていなかった、御答弁いただいているんですけども、値段で決めちゃっているということですかね、上がってきた数字で。この実施設計会社をこの会社でやらせるんだよという理由があれば教えていただきたいんですけども。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 設計会社の選定理由ということですが、予算の見積りを取るという段階ですので、実績のある市の、特に学校建設の工事で実績のある設計業者の中から選んでお願いをするという形でございます、それが見積りをお願いする段階ですので、直接発注にということの選定という意味では、まだございません。

○守屋委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ちょっとこだわっているわけじゃないんですけども、実施設計をさせる会社があるわけですよね。その会社をなんでこの会社にやらせるんだという根拠はあるのかなということを確認したいんです。別に工事じゃなくて、工事をやる前の実施設計会社の選定理由が、もしルールがあるのであれば、お示しいただきたいなと思ったんですけども、例えば、特にもう出てきた金額で決まりますよとか、何かのルールがあるんだったらそれでいいんですけども、それは特にないんですかね。市から、おたくがやってくださいよという形でやっているのかなというのを聞きたいだけなんですけれども。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 実際の発注に当たっては、単純に指名競争入札で、入札で決まってしまうのが通常ですので。

○守屋委員長 それでは、杉森委員でお願いします。

○杉森委員 おはようございます。

数点お願いします。24ページ、25ページの款10項1の教育総務費のところですけども、文科省のコロナ対策の中でコロナ対策を進める上で、臨時の教職員やなんかの採用とか、そういうものも積極的にやるべきだという指導があるかと、指示があるかと思っておりますけれども、牛久市においては、この臨時の教員、あるいは職員の確保というところでは、今どんな状況なのか、あるいはどんな計画を持っているのかということについて、質問をいたします。

それと、コロナ禍の中で、第3波ということに今なっていますので、授業日数がかなり厳しく

なっているのではないかと思いますけれども、特に小学校1年生だとか、そういうところはもう本当に入学と同時にコロナということで、オンライン教育とか、そういうことも併せてやっているんだろうと思いますけれども、当面の第3波という襲来における授業時間の確保とか、冬休みがどうなるのかということも一つはあるんですけども、その計画やなんかについて、お示しいただきたいと思います。

それから、26ページ、27ページの款10項5目2の生涯学習センターの新型コロナウイルス感染対策のところ、申込みのオンライン化というところは分かったんですけども、以前にたしか体温を測定する装置、機械を置いて、それで自動的に測るというあれを購入したと覚えているんですけども、記憶にあるんですが、それは今どういう扱いになっているのかという。生涯学習センターでは、たしか使ってはいないと思いますが、その扱いはどうなっているのかというのをお聞きいたします。

それと、図書館ですけども、このコロナの中で、貸出しの状況というのは、どういふ変化をもっているのかというところをお示しいただければと思います。

○守屋委員長 以上でよろしいですか。（「はい」の声あり）答弁、よろしく願いいたします。指導課長。

○豊嶋指導課長 杉森委員の御質問のうち、臨時の職員と授業日数について、私からお答えさせていただきます。

まず、臨時の職員につきましては、県から、文科から下りてきたお金として、2種類の臨時の職員が下りてきております。1つは、教員免許を必要としない学習サポーターと呼ばれるお仕事をさせていただける方です。これは例えば、消毒とか、例えば、今先生方がこのコロナ禍で御負担が大きくなっているので、印刷業務とか、こういったことをして下さる方です。もう一つは、学習指導員と呼ばれるこちらは教員免許を必要とする臨時の職員です。これにつきましては、主にT2、つまり今1人いる教員に対してもう一人1つの教室に入って、1つの教室を2人の教員で見られるようにしているシステムです。ただ、どちらも時数の制限と、また、1校1名ずつという中で配置されておると同時に、特に今実際の臨時的任用職員等の講師は、常勤、非常勤も教員免許を持っている者がなかなかいない状況でございまして、学習指導員については、なかなか人がいなくて配置が難しいという状況になっています。ですので、市としましては、広報紙等を使って講師募集ということでは流しているところでございます。

2つ目、授業日数についてです。授業日数は、つい先日行いました調査によりますと、ほぼ全ての学校が、現段階で授業の進度は例年並み、あるいは教科によっては、例年より早いというところになっております。これは休み中に行っていた宿題等の学習を合わせて学校に登校できるようになってから上手に組み合わせて、短縮できるところは短縮しながら授業を進めてきた成果かと思えます。したがって、冬休みを短縮するといったような必要は、今はないところでございます。

この後、第3波ということにつきましては、先日1人1台のタブレットの整備を終えていただいたところですので、また併せて高速大容量回線も整備されましたので、現状も既に長期の休み

を要している子供に対しては、タブレットを貸してオンライン授業というか、授業そのものをオンラインで流すというような取組、あるいはコロナには関係ないんですけども、教室に入れない児童生徒に対して、教室の授業を流す等の取組をしているところですので、今後このコロナによって臨時休業等が行われた際には、整備させていただきましたタブレットを有効に活用して、オンラインで子供たちの学習を支援してまいりたいと思います。

以上です。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 生涯学習課大里です。

サーマルカメラについての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

サーマルカメラにつきましては、管財課で市全体の契約をしたかと思えます。12月中に各生涯学習センターに設置されるということで聞いております。もうすぐそろいかとは思えます。

使い方なんですけれども、今現在利用者の方々には、各自御自宅で体温の測定をお願いしているところがございますけれども、今生涯学習センターに設置をしようとしているサーマルカメラは、一人一人カメラの前に立って体温を測るというような形のものと、あと、文化ホールにつきましては、大型のたくさんの方の数の方が測れるものと2種類お願いをしたわけなんですけれども、基本的には、御自宅で測り忘れた方が、施設に置いてあるサーマルカメラを利用して自分の体温を確認していただくというような使い方をするということで考えております。

以上です。

○守屋委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 杉森委員の貸出しの状況ということについて、お答えいたします。

通常ですと貸出しについては、貸出し期間2週間、10冊までということで行っておりますけれども、現在特別貸出しを行ってしまっていて、これはずっとコロナが始まって、今年の3月から継続して行っているんですが、貸出し期間3週間、冊数を30冊に増やしまして、来館の機会を減らすということで、そのようなことを行っております。

それと、返却本につきましては、WHOで72時間経てばウイルスが消滅するというので出ていますので、返却された本については、基本的に3日間、72時間取り置いてから1階の書架に並べるという対策を行っております。

実際の冊数の増減というのは、ちょっとまだ集計していませんので出ないんですけども、来館者数につきましては、毎日集計を取ってしまっていて、前年の6割、7割ぐらいの方の来館にとどまっている状況でございます。

以上でございます。

○守屋委員長 杉森委員、お願いします。

○杉森委員 学習指導員のところがなかなか集まりにくいということなんですけれども、これについては、実際に授業を進めていく上で支障が生じているような状況なのか、緊急性をもっと持っているのかということですね。それとも、ある程度期間をかける中で解決できるような状況なのかというところをお聞きいたします。

それと、冬休みは、当面定年どおりの形でやるということでお聞きしましたのであれですが、あと生涯学習センターのことですけれども、基本は家で測ってこいということはいと思いますけれども、やはりだから測ってきたということで前提にということにはならないわけで、やっぱりそのために装置を設置するのだろうと思うわけですが、ちょっとよく分からないのは、それをチェックするのはどういう形でやるのかということなんですよね。あと、入り口が何か所もありますよね。前を通らないで入ろうと思えば入れちゃう、中央生涯学習センターの場合なんか特にですね。ただ、そこら辺のやり方というのは、どんな考え方をしているのかというところをお聞きします。

以上です。

○守屋委員長 指導課長。

○豊嶋指導課長 学習指導員がなかなか配置できない現状で、緊急性、支障が生じていないのかという御質問にお答えさせていただきます。

学習指導員はT2として配置しますので、授業そのものは、そもそもがもともといる教員で進行させていますので、授業の遅れ等の支障はございません。この学習指導員の性質としては、コロナによって遅れた授業を進めていく際に、より丁寧に、1つの教室に2人いれば丁寧に子供たちを見てあげることができるだろうという発想によって設置されているとこなんですけれども、先日まで行っていました学校の訪問の際に、子供たちの心理的な影響とコロナによってどんな影響がありますかといった質問も先生方にずっと聞き続けてきたんですが、その話としては、おおむね今通常どおりの登校が続いてきて、子供たちの心理的なものも戻ってきたというようなお話もいただいております。配置できればもちろんそれがとてもいいことなんですけど、緊急を伴う支障が生じているという状況ではないと考えます。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 杉森委員の再度の御質問にお答えさせていただきます。

入り口が数か所あるので、どのようにチェックをするかという御質問かと思えます。確かに全ての入館者を漏れなくチェックをするという考え方もあるかと思えますけれども、ただ、それはサーマルカメラを置いただけではそれは成り立たないかと思えます。必ず誰かが入り口に張りついて、測ってくださいとやるという形になるかと思えます。ただ、それはなかなか人数的にも難しい作業になるかと思えますので、先ほども御説明しましたように、御自宅で測ってくるのを忘れた方が館内に置いてあるサーマルカメラを利用して測っていただく。また、その利用する各団体においては、チェックリストといたしまして、お熱がないとか、具合が悪い人はいないかといったチェックリスト及び利用者の名簿を提出していただくということでやっておりますので、そういった測るプラスチェックリストということで、施設側ではチェックをするという形で考えております。

以上です。

○守屋委員長 杉森委員。

○杉森委員 今のチェックリストの中に体温も入れるということですか。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 提出していただくのは、名簿は提出していただきますけれども、お一人お一人の体温をそこに記入していただくということは求めてはいません。ただ、全体的にそういうお熱の方はいませんか、具合が悪い方はいませんかというようなことになりま

すね。

以上です。

○守屋委員長 いいですか。杉森委員。

○杉森委員 公共施設によっては、その名簿の中にそこに置いてある装置で測った体温やなんかも書いてもらうような形を取っているところもあるんですよね。ですから、そういうことも検討しておいたほうがいいのではないかなとは思いますが。

○守屋委員長 ほかに御意見のある方、いらっしゃいますか。遠藤委員。

○遠藤委員 私からもちょっと数点質問させていただきます。

4 ページのところ、先ほど図書館で新型コロナの感染症の実施というところで、9月補正でやったけれども、納期が間に合わないということなんですが、この辺、どの程度予定をしていたのかということですね。それで、今後の間に合わない分の補充というのは、どう考えているのか伺いたいと思います。

それと、26、27ページの生涯学習センターの新型コロナの感染症のところ、体育館のところも一緒なんですけれども、今後、予約のそういうシステムの導入ということなんですが、たしか私の記憶ですと、生涯学習センターは別ですけれども、運動公園はこういう予約システムというのが以前あったのではないかと記憶をしていますが、その辺と今後このようなことを導入するというところでの整合性、それを伺いたいと思います。

それと、生涯学習センターでは、オンラインでいろいろ講座とか、そういうのができるということなんですが、この補正予算が通りましたら、どのようなスケジュールで考えていくのかを伺いたいと思います。

25ページの中学校の教育教材を整える、新学習指導要領で単価が上がったということなんですが、当初の予定とどのようにこういうふうに大きくなったのか、いつ頃そういうことが判明したのか、その辺を伺います。

以上、3点です。

○守屋委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 副委員長の御質問にお答えさせていただきます。

当初、9月補正に向けて積算し出したときには、業者さんからは今年の12月ぐらいには間に合うのではないかとのお話を伺っていました。9月補正を上げ、実際議決をいただいたときには、3月ぐらいまでには入るのかなという感覚でいたんですけども、議決をいただいた後に問合せをしたところ、今回のように6月ぐらいになってしまうというお話がありましたので、今回繰越しをさせていただくような形を取らせていただいた次第です。

以上です。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 遠藤副委員長からの御質問にお答えいたします。

確かにスポーツ施設につきましては、県の茨城公共施設予約システム、そういったものを使って、インターネットを通じて空き状況の確認であったり、あとは空いているところの仮予約までできるシステムということで、現在も稼働している状況ではあります。ただ、今回導入する生涯学習課と一緒に入れるものにつきましては、そのまま本申請まで行けるようなシステムということで、今回これを導入することで、先ほど御説明したとおり、接触の機会が減る、実際仮予約ということでしたので、必ず体育館の窓口で紙で申請に来なければならなかった、そういうところがありますので、そういった部分を解消できるものと考えております。

こちらのシステムが稼働するということになれば、当然のことですけれども、県のシステム、こちらからは脱退する、そういった予定で現在進めているところでございます。

以上です。

○守屋委員長 教育委員会次長兼生涯学習課長。

○大里教育委員会次長兼生涯学習課長 オンライン講座につきまして、どのようなスケジュールという御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、令和3年度の前期分の講座につきましては、既に企画は終了してございまして、今現在講師と日程の調整を進めているところでございますので、残念ながら来年度の前期の講座にはちょっと間に合わないかと思えます。ですので、令和3年度の後期分の講座から始められればよいなということで、今現在考えてございます。

以上です。

○守屋委員長 学校教育課長。

○川真田学校教育課長 中学校の教育教材を整えるで、指導書の単価の件なんですけど、こちらは当初予算を要求した段階では、去年の12月とか、そのあたりの単価で見えていたんですが、当然種類もかなり多くございまして、それらについて、古い単価で全部、新しい単価は全く出ておりませんでしたので、それで大体の冊数で計上してございました。ちょっと今細かい単価は、今現在のはあるんですが、ちょっと去年のものがなくて、一個一個の差というのはちょっと申し上げられないんですが、2倍以上になっているものもあつたと記憶しております。ちょっと新しい単価は、業者さんに聞いてもその当時全く分からなかったものですから、こういった差が出てきてしまいました。

以上です。

○守屋委員長 遠藤副委員長。

○遠藤委員 図書館なんですけれども、先ほど12月ぐらいにはと思っていたのが、6月ぐらいになってしまうという、たしか納期が合わないというのは、やっぱりこちらからの注文のそういうものなのか、さもなければ何らかの理由で注文書が多くなったのかな。ちょっとその辺をもう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

それで、先ほどの運動公園の予約なんですけれども、県のところからは抜けられるということ

で、そのことによって、市の収入となるのかな。その辺がどうなるのか。

それと、申請するに当たっての確認ですね。本人がネットか何かでやるのかな。インターネットか何かで申し込むんだろうと思いますけれども、申請した人の確認の方法はどうなっていくのかどうか、その辺をお願いいたします。

○守屋委員長 中央図書館長。

○大和田中央図書館長 再度の御質問にお答えさせていただきます。

積算した7月ぐらいの段階で、12月に納期というお話でしたが、9月補正後なので10月になったかと思いますが、確認したら6月以降ということで、業者さんでは注文いただいた順に作っていくということで、発注されるところの注文が多いので、もしこの時期に発注されれば6月以降になってしまうという、発注順に作っていくのでというお話はされています。注文が多いということですね。

以上です。

○守屋委員長 スポーツ推進課長。

○高橋スポーツ推進課長 遠藤副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

申請者の確認ということなんですけれども、現在使っている県の予約システム、こちらにつきましては、申請をして、仮申請をしてID取得の際、申請をしていただくんですけれども、本申請というか、IDの発行をする段階で、窓口で免許証等によって御本人確認をさせていただいております。こちらの新しいシステムに移行した段階で、その番号をそのまま使えるように今検討しているところです。ですので、システムが替わったことで全ての人が再度取り直すということができるだけないように進めているところです。ただ、どうしても新規でID取得ということになると、やはり副委員長おっしゃるとおり、本人確認の必要が出てきますので、そちらにつきましては、窓口等でIDの発行の際に免許証など、身分証明になるもので確認をしていきたいと現時点では考えております。

以上です。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、教育委員会所管についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は11時10分です。よろしいですか。11時10分といたします。どうも御苦労さまでした。

午前11時04分休憩

午前11時10分開議

○守屋委員長 休憩前に引き続き、教育民生常任委員会を開きます。

池辺委員より、委員会欠席の届けがありました。

次に、保健福祉部所管について、問題に供します。

本日、説明員として出席した者は、副市長、保健福祉部長、保健福祉部次長、社会福祉課長、

こども家庭課長、保育課長、高齢福祉課長、健康づくり推進課長、医療年金課長であります。書記として長江君、田上君が出席しております。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第 89号 牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 90号 牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 91号 牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 92号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 93号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 94号 令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 96号 令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 97号 令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

以上8件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第89号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第89号について、提案者の説明を求めます。保育課長。

○橋本保育課長 保育課の橋本です。どうぞよろしくをお願いいたします。

では、議案第89号牛久市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

資料の新旧対照表を御覧ください。

今回の改正は、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、引用条項の改正を行うものです。改正内容は、条例の第2条第23項において、特定地域型保育事業は、子ども・子育て支援法第43条第3項に規定するものと定義されていますが、子ども・子育て支援法が改正され、第43条第2項が削除となり、第3項が第2項に繰り上がったことに伴う変更となります。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第89号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。石原委員。

○石原委員 第89号議案、これについて、2点ほどお尋ねをいたします。

まず、1点目でございます。本市内にこの特定保育事業ですか、これをやっている事業者というのは、幾つあるのかということ。これが1点目。

2点目でございます。今後でございますが、申請中のものも含めて幾つぐらいでこういうものができてくるのかどうか、確認を求めたいと思います。

以上の2点でございます。

○守屋委員長 答弁お願いいたします。保育課長。

○橋本保育課長 質問にお答えします。

市内の特定地域型保育事業の事業者数ですけれども、現在小規模保育事業で3か所になっております。

今後につきましては、今のところ予定はございません。

以上となります。

○守屋委員長 ほかに御意見ございますか。御質問ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第89号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第90号牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第90号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課の石塚です。よろしくお願いいたします。

第90号牛久市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。資料を1枚めくっていただきまして、新旧対照表を御覧ください。

改正の内容といたしましては、地方税法の改正による用語の見直しに伴いまして、本条文中において、該当する文言を改正するものです。具体的には、特例基準割合という文言を延滞金特例基準割合に改め、特例基準割合適用年をその年に改めるというものです。こちらの施行は、来年の1月1日となっております。その特例基準割合とは、一応延滞金を決めるときの国内の銀行の貸付け割合を基にした割合のことをいっています。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第90号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第90号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第91号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第91号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 第91号牛久市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

資料を2枚めくっていただきまして、こちらも新旧対照表を御覧になってください。

改正の主な内容といたしましては、現在国民健康保険税の普通徴収におきまして、税額が確定する以前の4月と6月に前年度の課税額に基づく暫定課税を行っているところですが、この暫定課税を廃止しまして、税額確定後の7月を第1期として、翌年3月までの9回払いとするものとなっております。こちらは新旧対照表の第12条に規定される納期におきまして、第1期を4月

から7月へ、第2期を6月から8月へ変更するとともに、第3期から第9期までは、それぞれ1月ずつ納期を繰り下げるものとなっております。また、併せて次のページの改正前の第21条及び第22条における暫定課税に関する規定を削除するものです。

今回の改正によりまして課税額が平準化され、納税者にとってより分かりやすい課税になるとともに、4月、6月の納期がなくなりますので、同時期に到来します固定資産税や住民税との負担時期が分散される効果が期待されます。こちらは令和3年度以降の国民健康保険税に適用となります。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第91号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第91号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第92号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第92号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課の川真田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

議案第92号牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

改正の内容といたしましては、議案第90号の医療年金課の説明と同様、地方税法の改正による用語の見直しに伴い、本条文中において、該当する文言を改正するものです。

次ページの新旧対照表を御覧のとおり、具体的には特例基準割合をという文言を延滞金特例基準割合に改め、特例基準割合適用年をその年に改めるものです。施行は、令和3年1月1日となります。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第92号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第92号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第93号令和2年度牛久市一般会計補正予算（第7号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第93号について、提案者の説明を求めます。社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課の石塚です。どうぞよろしくお願ひします。

議案第93号牛久市一般会計補正予算（第7号）のうち、社会福祉課所管の主な補正の内容について御説明いたします。

資料、18、19ページを御覧ください。

款3項1目7の0101障害者へ介護給付費等を給付するにつきましては、生活介護共同生活介護等の給付件数の増加による扶助費の増額補正でございます。

款3項1目7の0103障害者へ特別給付費を給付するにつきましては、共同生活援護等の給

付件数の増加による扶助費の増額補正でございます。

款3項1目8の0102障害児へ自立支援医療費を給付するにつきましては、育成利用の申請件数の増加による扶助費の増額補正でございます。

款3項1目9の0102聴覚障害者に手話通訳者を派遣するにつきましては、派遣回数増加による役務費の増額補正でございます。

その下段、0104市役所に手話通訳者を配置するにつきましては、当初の予算編成時、未確定でありました会計年度職員の報酬金額の確定に伴い、報酬の増額補正でございます。

なお、扶助費の増額に伴いまして、国庫負担金、県負担金の歳入につきましても併せて増額計上してございます。また、これらの事業のほか、住居確保給付金事業を実施する、自立相談支援事業を実施する、障害者へ介護給付費等を給付する、障害者へ自立支援医療費を給付する、次のページ、20ページ、21ページになりますが、障害児給付費を支給する、生活保護費を支給するにつきましては、令和元年度の精算に伴う国庫返還金を計上してございます。

以上でございます。

○守屋委員長 こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 こども家庭課結束でございます。よろしくお願いたします。

こども家庭科所管の補正の内容につきまして御説明いたします。

20ページ、21ページ、一番上の枠を御覧ください。

款3民生費項2児童福祉費目1児童福祉総務費の0109子育て広場を運営するにつきまして、役務費20万6,000円、工事請負費49万5,000円、公有財産購入費9万9,000円、備品購入費59万3,000円、合計139万3,000円を計上しております。これは常設の子育て広場3か所と牛久市役所をオンラインでつなぎ、子育て相談やイベントの案内を行うため、オンライン業務を導入するための予算計上でございます。オンラインを導入いたしますと、相談者の方につきましては、広場に直接出向かず、自宅などから子育て相談が可能となります。広場と家庭、広場同士をつなぐことができるほか、市役所ともつながる予定になっておりますので、こども家庭課に常駐する家庭相談員との相談なども可能となり、相談の場所の選択が広がります。オンライン相談が可能になりますと、人と人があえて直接接触する機会を低減することも可能となりますので、新型コロナウイルス感染症の対策として有用と考えまして、導入のための予算を計上したところでございます。

歳入につきましては、12ページ、13ページを御覧いただきますと、上から4つ目の枠になります。これは歳出に伴いまして、款15県支出金項2県補助金目2民生費県補助金節2児童福祉費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金、地域子育て支援拠点事業として県補助金3分の2の92万8,000円を計上するものでございます。

以上でございます。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 保育課です。

保育課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

まず、歳出予算です。

資料の20ページ、21ページを御覧ください。

款3民生費項2児童福祉費目3保育園費0106民間保育園の運営を支援する18負担金補助及び交付金で計上してございます75万円は、保育士の業務の負担軽減を図り、民間保育園におけるICT化を行うためのシステム導入に係る補助金です。1つの園での実施が予定されております。こちらは県の2分の1の補助であるため、資料の歳入予算になります。

12ページ、13ページを御覧ください。

款15県支出金項1県負担金目1民生費負担金節2児童福祉費負担金、業務効率化推進事業補助金、こちらの50万円を計上してございます。

また、資料20ページ、21ページに戻りまして、同じく0106民間保育園の運営を支援する22償還金利子及び割引料4,450万7,000円は、令和元年度の事業実績確定に伴う返還金となっております。

続きまして、0109民間保育園の建設を支援する22償還金利子及び割引料713万8,000円は、こちらも令和元年度の事業実績確定に伴う返還金となっております。

さらに続きまして、0110幼児教育保育を無償化する22償還金利子及び割引料の818万6,000円は、令和元年度の事業実績確定に伴う返還金となっております。

続きまして、資料の26ページ、27ページを御覧ください。

款10教育費項4幼稚園費目1幼稚園費0104民間幼稚園の運営を支援する22償還金利子及び割引料の1,437万3,000円は、令和元年度の事業確定に伴う返還金となっております。

また、その下の0105民間幼稚園に通う児童の保護者の負担を軽減する22償還金利子及び割引料の1,065万9,000円は、令和元年度の事業実績確定に伴う返還金となっております。

以上となります。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 高齢福祉課所管分の補正予算につきまして御説明いたします。

まず、歳入につきまして、12、13ページを御覧ください。

款15県支出金項2県補助金目2民生費県補助金、上から4番目の表の4行目、地域密着型サービス等整理事業補助金10分の10、1億6,352万円につきましては、現在セントラル病院の手前に整備を進めております定員29名の地域密着型特別養護老人ホームとそこに併設する小規模多機能型居宅介護事業所の整備に関する補助金となります。その下、表の5行目、介護施設等開設準備経費10分の10、1億1,410万4,000円につきましては、現在奥野に整備している広域型の特別養護老人ホームにおける10名分のショートステイ分の開設準備経費とさきに説明いたしました地域密着型の特別養護老人ホームと併設する小規模多機能型居宅介護事業所、そして、上町に整備を進めている認知症高齢者グループホーム、合計4か所の開設準備に関する経費となります。

次に、下から2番目の表の1行目、介護保険事業特別会計繰入金1,756万3,000円につきましては、令和元年度介護保険事業特別会計の精算に伴い、市負担分を一般会計へ繰り入れるものです。

続きまして、歳出について、18、19ページを御覧ください。

上から3番目の表の中ほど、款3民生費項1社会福祉費目3介護保険費0101介護保険事業特別会計繰出金1,068万5,000円の主なものとしたしましては、介護保険事業に従事する職員の給与の増額補正となります。

次に、その下、0201地域介護拠点等の整備に対し、助成する、2億7,762万4,000円につきましては、先ほど歳入で説明いたしました施設に対する補助金となります。

以上となります。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 健康づくり推進課渡辺です。よろしくお願いいたします。

健康づくり推進課所管の補正予算について御説明させていただきます。

まず、歳出からお願いします。

20、21ページ、3段目の枠内を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目1保健衛生総務費0127牛久市医師会PCR検査センターの運営を支援する、1,916万3,000円の増額補正となっております。こちらは牛久市医師会が令和2年10月1日から牛久市医師会PCR検査センターを開設しておりますが、その運営費用の一部として補助するものです。

牛久市医師会PCR検査センターは、国が示す地域外来検査センターの位置づけとなりますが、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を早急に整えるための国の対策となります。それを受けて茨城県は、県内15か所設置を目指しており、現在16か所設置されております。地域外来検査センターは、県が医師会に委託している業務のため、県より委託料が支払われるところとなります。

牛久市医師会がPCR検査センターを開設するに当たり、牛久市民で必要な方が速やかに検査を受けることができる体制について、市は医師会と話し合いを重ねてきました。その結果、検査場所が2か所、週6日実施できる体制、クラスター発生時には、医師の判断の下、範囲を広げての検査等の協力体制が整っております。

県の補助は、当初実施期間や金額について不確定であったこともあり、運営資金の不足分について、地方創生臨時交付金を活用し、支援するものです。補正予算計上の段階で、医師会から示された経費の算出を行っておりますが、10月から令和3年3月までの6か月間で総額4,316万2,842円、県補助額が2,400万円、市補助がその差額分の1,916万2,842円となっております。

歳入につきましては、国の10分の10補助となりますので、12、13ページ、2段目の枠内となりますが、款14項項2目1総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、1,916万3,000円が該当となります。

続きまして、また歳出にお戻りください。

20、21ページ、3段目の枠内になります。

款4項1目3母子保健母子衛生費0107妊婦乳幼児とその保護者に対して教室相談を実施する、185万5,000円の増額補正となっております。こちらは国の新型コロナウイルス流行下における妊産婦総合対策事業としてオンラインによる保健指導を実施するに当たり、設備等の費用に対する補助事業となります。保健センター内のWi-Fiサービスを整備し、ノートパソコンやタブレットをそろえ、パソコンからZoomにより健康教育や保健指導を実施するものです。母子保健衛生費補助金より2分の1、残り2分の1は地方創生臨時交付金より、合わせて10分の10の国の補助事業となっております。

歳入につきましては、12、13ページ、2段目の枠内になりますが、款14項2目3衛生費国庫補助金、母子保健衛生費補助金より89万4,000円を、残りの96万1,000円は、総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での増額補正となります。

以上です。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 医療年金課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

最初、13ページを御覧ください。

歳入で、上から3番目の表中2行目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金が1,376万8,000円の増となります。

次の表の中、2行目の医療費補助金過年度精算金、こちらは前年度のマル福の県の補助金の確定による追加交付分としまして167万2,000円の増となります。その下、6行目の後期高齢者医療制度円滑運営事業費補助金で、こちらは地方税法の改正に伴いますシステム改修費用として27万5,000円の増です。次の5番目の表の中、2行目の繰入金のうち、国民健康保険事業特別会計繰入金では、国保会計の補正に伴いまして130万円の減額補正となります。

次に、歳出で、19ページを御覧ください。

一番下の表中、下から7行目の0101国民健康保険特別会計繰出金が、合計で93万3,000円の増、次の0101後期高齢者医療特別会計繰出金が1,835万8,000円の増額補正となります。

以上です。

○守屋委員長 ほかにございませんね。

これより議案第93号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。

○守屋委員長 石原委員、どうぞ。

○石原委員 補正予算に関して、数点お尋ねします。

補正予算書19ページ、0201地域介護拠点等の整備対し、助成するというところで、これは先ほど御説明ありました特養に対する整備に対する補助金かと思えますけれども、原資は、これは県ですよ。それについてお尋ねしたいのは、この県の補助金以外にこういう施設を整備する

場合、牛久市独自の補助金はあるのでしたか、ないのでしたかということが1点と、もしないとすれば、今後そういう制度を創設する考えはあるのかどうかについて、お尋ねをいたします。

それから、21ページでございます。上のほうの0106民間保育園の運営を支援するということが補助金が出ておりますが、具体的にどこに補助をするのかということ、これを教えてもらいたい。

それから、その下の0109民間保育園の建設を支援するということが、これについても具体的にどこなのか、園名を教えてください。また、これに関連しまして、この民間保育園の新設、申請等が今後どうなっていくのか、申請が出ているのであればその数について、お答えをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 石原委員の御質問にお答えいたします。

牛久市独自の補助金があるのかという御質問なんですが、こちらについてはございません。

今後創設するのかということについてもこちらはありませんので、御理解くださいますようお願いいたします。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 それでは、まず、民間保育園の運営を支援する補助金ですけれども、こちらはうしく文化認定こども園に補助を出す予定でおります。

また、新設を支援するこちらですけれども、茨城YMCA牛久オリーブ保育園に補助いたしました。

今後ですけれども、今のところ申請、新設の予定はございません。

以上となります。

○守屋委員長 よろしいですか。ほかに御意見どうぞ。杉森さん、お願いします。

○杉森委員 よろしく申し上げます。

18、19ページの介護保険費ですけれども、現在の特養の待機者の数はどのくらいなのか、お聞きいたします。

それから、20、21ページの保健衛生総務費のPCR検査ですけれども、東京都の知事が、PCR検査の検体の採取をする場所とそれを実際に検査、分析する場所が違うので、実際に検体を採取したところは都外にあるのに、それが都に集中して都の陽性数が増えてしまうという問題を指摘されていますけれども、牛久の場合は、検体採取は市内でもちろんやるとは思いますが、その調査、分析といいますか、それは市外も含まれているのかどうか、そしてまた、陽性数というのをカウントするときは、実際どうなるのかということをお聞きいたします。

○守屋委員長 高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 杉森委員の特養の待機者数についてお答えいたします。

令和2年4月1日現在で156名の待機がございます。

以上となります。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 PCR検査の採取場所と検査の場所と報告についてお答えいたします。

PCR検査の検体を採取する場所は、市内でしたら病院で採取をします。採取をされた検体は、検査機関で検査をすることになります。その検査機関につきましては、それぞれの病院が契約をしているので、市内、市外であったり、県外であったりというところの把握はしておりません。ただし、検体が陽性だった場合、陽性患者が発生した場合は、そのお医者さんは、自分の該当するところの保健所に患者報告をすることになっています。なので、検査した場所が県外だろうが市外だろうが、報告する場所は竜ヶ崎保健所ということになるので、陽性数のカウントは、竜ヶ崎保健所ということになります。

○守屋委員長 よろしいですか。秋山委員、お願いします。

○秋山委員 21ページの0106民間保育園の運営を支援する、これは先ほどうしく文化認定こども園とおっしゃいましたよね。それで、業務効率化推進事業補助金を具体的にお教えいただけますか。

○橋本保育課長 こちらは保育所等におきまして、保育に関する計画や記録に関する機能や園児の登園の記録ですとか、公園の管理に関する機能、あとは保護者との連絡に関する機能、こういったものの設備を導入することによって保育士の負担軽減を図る、さらに、保育士が働きやすい環境を整備することを目的とした補助金となります。

○守屋委員長 秋山委員。

○秋山委員 うしく文化認定こども園ですか。あそこは毎年入園者率というのがかなり不足していますよね。50%ぐらい、それ以下のときもあったりして、そういう指導みたいな、そういうのはあるんですか。

○守屋委員長 保育課長。

○橋本保育課長 入園数につきましては、保育士の数が確保できないとその基準に対応した子供しか受け入れられないということがありますので、こういったシステムを導入することで保育士を多く確保して入園数を増やすということが目的となっております。

○守屋委員長 よろしいですか。（「はい」の声あり）遠藤委員。

○遠藤委員 私からも、20、21ページの0109子育て広場の運営で、先ほどの御説明だと子育て広場の3か所にありますオンラインでそういう広場の内容等をつなぐということなんですが、子育て広場というのは、やっぱり子供とアドバイザーの方かな。そういう方と親たちが一緒になって過ごす場所だと思いますが、そこをオンラインでつないでどのような効果を見ていくのか。人と人との接触を今コロナなので避けなければいけないということもあるんですが、どう考えているのかをちょっと伺いたいと思います。

それと、先ほど杉森委員からありました牛久市のPCR検査なんですが、これは多分今年度の予算だと思いますけれども、来年度については、今10月から始まったばかりで3月までだと思いますが、その後をどのように考えているのか。県との協議もあると思いますので、その辺を伺

います。

それと、その下の妊婦乳幼児、その保護者に対しての相談ということ、ここもやはりオンラインでということなのですが、非常にオンラインを使っているいろいろな相談活動とあるんですが、市民に対してのこういうような周知、そういうことというのは、どのように具体的に考えているのかどうか、その辺を伺います。

○守屋委員長 以上、よろしいですか。こども家庭課長。

○結束こども家庭課長 遠藤委員の御質問にお答えいたします。

子育て広場でのオンライン導入によって、どのような効果を見ているかということでございますけれども、まず、1点目といたしましては、オンライン相談ということで、先ほど申し上げましたように、自宅にいながらということで、現場にこれまでは子育てアドバイザーが常駐しておりますので、そちらで養育の相談とか、直接接しましてアドバイザーに相談などをしたりとかということになりましたけれども、そちらの御家庭は、今お子様が小さくてお外に出られないとかという場合に、実際に現場に行かなくても自宅にいながら相談ができるというようなことで、そちらでメリットがあると考えております。

また、関係機関ということで、子育て広場にはいろんなボランティアの方とかが入っていただきまして、イベント等を実施していただいている経緯がございますが、例えばボランティアではございませんが、お話、図書館からNPO法人の方に来ていただきまして、紙芝居をしていただいたり、本の紹介をしていただいたりしておりますけれども、そちらがオンラインでつながりますと、広場同士同じ情報共有ということで、例えばすくすく広場常駐の1か所のすくすく広場でそのイベントをしていたときに、その内容を映し込むことによって、別の同じ同時に別の広場を利用している方が同じ情報というか、そのイベントに参加できるというようなことももくろんでおります。

あと、利用者さん同士ということで、アドバイザーとか、相談事ということで家庭相談員などが出向いて行って、相談事などをすることもございますけれども、実際に保護者同士ということのお話というか、アドバイザーと保護者さんではなくて、保護者さん同士の情報の共有ということで、先ほど申し上げましたような別の場所に、すくすく広場、のびのび広場、にこにこ広場などの常設の広場などを利用している方をオンラインでつなぐことによって、その3か所の利用者さんが実際に同じ場所にいなくてもいろいろ情報の共有等ができるということで、そちらのオンラインによる構築を進めたいと思っております。

以上でございます。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 遠藤委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のPCR検査センターの来年度の予想なんですけれども、予想としては来年も引き続き実施していくと見込まれます。現在市内に49の医療機関があるんですが、その中で、公表されている11の医療機関では、診察と検査がその医療機関でできるというような体制が整ってきております。それでも49医療機関中11医療機関ですので、ほかの医療機関に受診された

場合には、その先生方からPCR検査センターを紹介されて、そちらで検査をするという流れになっておりますので、引き続きワクチンが潤沢に終わってというようなところまで行くまでは続くのではないかと考えられます。

もう一点、乳幼児のオンラインの相談なんですけれども、現在のところ、考えているのがマタニティークラスとかで、どうしても密になってしまう場面とかがあるんですが、出産シーンとかをベッドサイドでやるんですけれども、そうするとベッドサイドに来ていただいた皆さんが集まって見るということになるんですが、そうすると密になってしまうので、それを回避するために違う部屋でオンラインを使って見ていただく方、近くで見ていただく方、あとはそこには参加されないけれども、御自宅で環境が整っている方は、そこから参加するというような形を想定していますので、今のところは、マタニティークラスの参加のときにそうしたものがありますというところを広報していければなと考えております。

それ以外にも心理相談、臨床心理士の個別相談とかも御自宅でのお子さんの様子を見ながらというところで相談をやっていけたらなとも考えております。それについては、個別で健診等のときに対象となるお子さんに対しまして、こちらで把握ができておりますので、随時個別にお知らせしていければなと思っております。

以上です。

○守屋委員長 よろしいですか。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 今こういうコロナ禍であって、あちこちでいろいろなことでオンラインということで、非常にやっぱり人とのつながりが薄れていってしまう。その後を非常に私は心配するんですね。例えば子育て広場の問題でも、今オンラインでつながる人はいいけれども、そうではない人もたくさんいると思います。だから、やっぱりそういうところも市としては、例えばオンラインをやりました、そこに参加をしてくださいだけじゃなくて、別なそれに関われない人たちもたくさんいると思いますけれども、そういうような手だてというのもやっぱり子育て広場には非常に私は大事じゃないかなと思います。

それと、やはり今の妊婦のマタニティークラス、例えば人数を制限をして距離を取りながら、そういうような方法とか、そういうのもぜひ今後検討していただきたいと思います。

1つだけ再質問したいのは、牛久の医師会のPCRは、49の医療機関がある中で11だけあるということなんです、この11の医療機関については、広報をしているのでしょうか。例えばホームページ等で公表しているのかどうか、その辺だけ確認をしたいと思います。

○守屋委員長 健康づくり推進課長。

○渡辺健康づくり推進課長 診療検査医療機関ですが、そちらは県内全部が県のホームページ上にアップされています。

○守屋委員長 遠藤さん。

○遠藤委員 県内で公表しているのは知っているんです。すごい量の数が出ているということなんです、その辺の説明というか、その広報というのもやっぱり市としては丁寧に説明というか、こういうことでやっていますよというのを、今やっぱりPCRについては、皆さん、大変関心を

持っているので、一体牛久で今やっているのは、2つの医療機関というのは知っていますけれども、それ以外のところはどうかというのがありますので、その辺は丁寧にぜひ広報等で行っていただきたいと思います。それは答弁は結構です。

○守屋委員長 ほかにございませんね。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第93号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第94号令和2年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第94号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ1,093万3,000円を増額しまして、79億2,370万2,000円とするものとなっております。

6ページと7ページを御覧ください。

補正の内容としましては、賦課徴収に係る役務費で93万3,000円の増と、これに伴い、増額を一般会計から繰り入れ、一般被保険者の高額療養費分1,000万円分の増と、これに伴う保険給付費等交付金の増額、最後に保険税の還付金130万円増額した代わりとして、一般会計への繰り出しを130万円減額するものとなっております。

8ページを御覧いただきたいんですが、令和3年度の収納情報データ作成業務と国保月報システム補修の債務負担行為を上げさせていただきました。

以上です。

○守屋委員長 ほかにございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 これより議案第94号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 国民健康保険のコロナによる減免、あるいは徴収猶予という制度があるかと思いますが、現在のところ、どのくらいの数の方がそういうことで申入れなり、実際に行っているのか、人数ですとか、あるいは額をお知らせいただければと思います。

○守屋委員長 医療年金課長。

○石塚医療年金課長 杉森委員の御質問にお答えします。

今年の12月現在でコロナの国保税の減免なんですが、全部で67件で573万5,700円の決定となっております。すみません、徴収猶予は、収納課になっていきますので、申し訳ありません。

○守屋委員長 いいですか。ほかに質疑、御意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第94号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第96号令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第96号について、提案者の説明を求めます。高齢福祉課長。

○川真田高齢福祉課長 議案第96号令和2年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正内容は、歳入歳出それぞれ1億4,784万3,000円を増額して、歳入歳出予算それぞれ55億9,984万3,000円とするものです。

まず、歳入につきまして、予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

今回の補正は、主に令和元年度の精算に伴う追加交付と今年度分の職員の人件費の増額分に伴う補正となります。

次に、歳出につきまして、予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

上から1段目と2段目につきましては、介護保険に従事している職員の人件費の増額分に伴う補正となります。

次に、一番下の表、0101一般会計繰出金1,756万3,000円は、令和元年度の精算に伴い、一般財源分を一般会計に繰り出すものです。

次に、下から2番目の表、0101償還金6,685万8,000円については、令和元年度の精算に伴い、国と県に返還するものです。

最後に、真ん中の表、0101準備基金積立金5,578万2,000円は、令和元年度の全ての精算が終了した後、準備基金に積み立てるものです。

以上となります。

○守屋委員長 これより議案第96号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、議案第96号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第97号令和2年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第97号について、提案者の説明を求めます。医療年金課長。

○石塚医療年金課長 後期高齢者医療特別会計の補正予算につきまして御説明いたします。

今回の補正内容ですが、歳入歳出それぞれ1億835万8,000円を増額し、総額で19億8,735万8,000円とするものです。

6ページ、7ページを御覧ください。

補正の内容としましては、保健所収入見込みが、現年度分、滞納繰越し分を合わせまして9,000万円の増額と、これに伴う保険料納付金の増額、保険基盤安定納付金が1,835万8,000円増額するとともに増額を一般会計から繰り入れるものとなっております。

次の8ページに債務負担として交付金収納情報データ作成業務委託を上げさせていただきました。

以上です。

○守屋委員長 これより議案第97号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方

は御発言願います。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 以上で、保健福祉部所管についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。ちょっと申し訳ございませんけれども、昼にかかりますけれども、再開は12時20分といたします。よろしいですか。

再開は12時20分にいたしたいと思います。よろしく願いいたします。どうも御苦労さまでした。

午後0時10分休憩

午後0時20分開議

○守屋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、討論がありましたら、御発言願います。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これにより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第89号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第90号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第97号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

ここで執行部の方は退席されても結構です。どうも御苦労さまでした。ありがとうございました。

次に、意見書案第11号不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第11号について、意見のある方は御発言願います。遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 意見書案について、意見を申したいと思います。

この不妊治療につきましては、今日のマスコミ等によっても全世代型の最終報告ということで、今日にも閣議決定がされるという、その一つの中に入っております。不妊治療の保険適用を2022年度から開始をするという、このような報道も出ております。しかし、まだこの不妊治療につきましては、様々な問題点があると私どもは考えます。特に体外受精の問題、今保険適用外、自由診療となっているんですが、そういう保険の適用外でありますけれども、今後そういう生殖補助医療ですか、そういう問題についてもいろいろな問題点があるということで、やはりもっときちっとした審議が必要だということを思いますので、今回のこの意見書については、反対をいたします。特にこの不妊治療の拡大を今の菅首相は、少子化対策として位置づけている、そのようなこともありますので、慎重でありたいと思います。少子化というのは、結婚とか、子育てしやすい環境をやっぱり整えたり、それから、事実婚など、いろいろな多くの問題等もありますので、そういうことを打開をする、そういうことも必要でありまして、まして、女性に出産を強いるような、そのようなことは生んではならないと思っておりますので、この意見書については、もう少し慎重な審議が必要ということで、私どもは反対をしたいと思います。

○守屋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 よろしいですね。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第11号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号コロナ禍で苦しむ若者への緊急支援を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第12号について、意見のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 よろしくお願います。

この文章を精査させていただいたんですが、質疑でも当会派の委員が質問しましたけれども、若者の緊急支援を求める意見書案ということのお題目に対しまして、記載の記の部分が特に3番、4番項が若者の緊急支援に該当する関連性を感じないので、どのようにするべきかという話をさせていただいたと思いますけれども、やはり少し文章の精査をしていただいて、現段階でのこの意見書案に対しては、賛成しかねると考えます。

以上です。

○守屋委員長 ほかにございませんか。秋山委員。

○秋山委員 コロナ拡大の中で、やはり若者、学生に負担が強いられている、そして、自殺者も増加していることは承知しております。この意見書に反対するものではありません。しかしながら、内容的には、どちらかということ若者というよりも学生に偏っているのではないかなど。やはり若者や学生の就職難なり、また、非正規雇用の拡大とか、あらゆる経済的な理由によって苦しめられている、そして、不安に思っている方も多いということ。これは学生に限らずということでございます。また、施策については、やはり自殺者、または鬱病という言葉が提案理由に述べられているので、そのメンタルケアの部分も何かしらできたらいいのではないかと私も考えました。

以上です。

○守屋委員長 ほかに質疑ございますか。杉森委員。

○杉森委員 この意見書の中で、3番、4番の問題もお話がありましたけれども、3番については、特に表現としては非正規雇用をはじめとする全ての労働者という形で表現されているわけですが、特に若者ということに置き換えることができる内容だろうと思います。そして、実際にそういう若者がコロナ解雇、あるいは無給の状態での休業させられているという状況、こういうものにどう対処するのかということで、雇用調整助成金の特例措置というのは御存じかと思いますが、そういう経営者が実際に負担を負うことなしに休業手当を支給することができる、そういう特例制度というものを政府が設けているわけで、それをどのように普及させるのかということが、若者の雇用を守り、そして、生活を守るということで、大変重要な意味を持っている。

そして、もう一つ、4番目の中小企業というのは唐突に見えますけれども、若者が実際に働いている先は、圧倒的に中小企業が多いわけです。国内の雇用者の6割以上は、中小企業に勤めているわけです。そういう中小企業の経営を守ること抜きに若者の雇用と生活を安定させるということはできません。そういった意味で、この4番というのは書かれているのではないかと読むことができるのではないかと思います。そういった意味で、この意見書については、多々不十分な表現のところはあるかと思いますが、内容的には重要な問題が述べられているのではないかと思います。

以上です。

○守屋委員長 ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 それでは、続いて、討論を行います。討論ございますか。

○甲斐委員 現段階での反対での立ち位置で討論させていただきますと、今申し上げていいのか、今のお話を聞いてなんですが、趣旨の記の中で、今こそ公的支援が必要、このままでは学生、大学が見殺しにされてしまうという切実な声が上がっているという問題提起を上程者はされているわけですよ。その中で、やはり雇用問題というのは、ここに関連して若者の自殺につながっていく話ではなく、全く別の話と私は考えますので、この意見書案に関しましては、反対の意見を述べさせていただきますして、皆様の御賛同をお願いしたいと思います。反対討論でございました。

○守屋委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより意見書案第12号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第12号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手多数であります。よって、意見書案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、決議案第4号福祉に関連する諸政策の推進を求める決議についてを議題とします。

決議案第4号について、意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 本来、決議案というのは、議会の意思を示すものなので、全会一致が望ましいと私も考えています。いろいろと質疑の中でもいろいろな意見が出されている中で、この内容の問題についてもいろいろと精査しなければならないことがあるのではないかと思います。それで、今議会でこういうふうな形で議決をするのではなく、もう一度持ち帰り、検討をするというようなことはできないのかどうか、そのことを申したいと思います。

○守屋委員長 ほかに何か御発言。杉森委員。

○杉森委員 内容的に何か詰めることがあれば、それはまた別の場で考えるということも必要かと思いますが、私は、この今回の決議においては、特にこの第3番目のコミュニティバスのかっぱ号について、大変大事な内容を含んでいるのではないかと考えているものです。2025年問題と言われるわけですが、団塊の世代が、75歳以上の人たちが後期高齢者になるという大変超高齢社会に、4人に1人が後期高齢者と。そういった方々が、これから多くが免許証の返納というふうな時代を迎えるわけです。そういった中で、公共交通の在り方というものが、大変大きく問われる時代になっているのではないかと思います。

牛久市においては、かっぱ号の問題、そしてまた、今度うしタクですか、そういった形で公共交通の整備について、大変努力をされているかと思うわけですが、もう一方で、そういったものをソフト面からどう考えていくのかということが、求められているのではないかと思います。

その中で、今、後期高齢者医療の問題でいいますと、75歳以上の中でも、これはまだ決まっ

たあれではないでしょうけれども、マスコミなどで流れているのは、200万円、こういった年収以上の人については、2割負担と。1割から2割に倍増させるというふうなお話も進んでいるところであります。私は、200万円という数字というのを考えたことがあるのかなと思うわけです。一般的に言われているのは、200万円というのは、ワーキングプアの金額です。つまり、貧困の人たちに対して、負担を倍増させるというふうな意味合いになるわけです。まだ決まったわけではありませんけれども、こういった流れもある中で、後期高齢者に対する負担をどう軽くしていくのかということは、公共交通の問題を考える上でも大変大事な内容ではないかと思えます。

そういった意味で、牛久で、もしこの後期高齢者に対するコミュニティバスが無料化するというふうなことが実現できれば、これは全国的にも大変価値のある先進的な事例として注目をされるのではないかと考えるわけではありますが、ぜひともこういった議会としての意思を明確に示しながら、牛久市の高齢者福祉というものを充実化させていく、こういった視点で臨んでいくことが必要なのではないかと思えます。

以上です。ありがとうございました。

○守屋委員長 ほかにございますか。秋山さん。

○秋山委員 今回の決議の施策は、3点あります。これは私どもにもやはり市民の方から要望、また、私たちも事の重大さを感じております。しかしながら、昨日の総務常任委員会での市長の発言、この1点目の相談者の窓口、相談スペースの確保については、新設をするとおっしゃっていました。私は、その新設することには、反対です。

また、3番目のかっぱ号の無料化についても財政が厳しいので非常に厳しいと。やはり市議会として、議員として、市の財政を考えるのは当然であって、市長が厳しいというのであれば、無料化に踏み切ることは難しいと私も思っています。

また、のぞみ園に関しては、やはり早急に実施すべき事案であるとも思っています。増設よりも建て替えという形がいいのではないかと。

今回コロナ禍の中で、今後どのように感染して、拡大していくか分からない。どれだけ牛久市の財政を脅かすか分からない。その中で、やはりこの3つを施策として掲げるのは、議会として提案するのは時期尚早ではないかと。ですので、やはり私は遠藤副委員長のように、再度検討したほうがよいのではないかと、そう考えます。

以上です。

○守屋委員長 ございますか。

○秋山委員 再度検討するというところで、継続審査というのはいかがなんでしょうか。

○守屋委員長 僕もそれは考えたんですよ。

ちょっと暫時休憩させていただきます。

午後0時42分休憩

午後0時43分開議

○守屋委員長 再開させていただきます。

どうぞ。挙手、どうぞ。

○甲斐委員 甲斐委員です。よろしくお願いします。

今皆さん、いろいろ意見をおっしゃっているんですけども、秋山委員、遠藤委員がおっしゃったように、決議案の重さというものを考えますと、全会一致が私も望ましいとは思いますが。その中で、福祉に関する諸政策の推進を求める決議案ということで、コミュニティーにおいては、財源の確保は厳しいと我々の委員会からも指摘させていただいております。新庁舎の増設、新設の問題も市長の発言もあった中で、明確にはなっていない各会派の委員の意見もあると思います。こども発達支援センターのぞみ園の施設の拡充というものに対して取り組まなければいけないというお考えもよく理解できます。その中で、まとまりがつかないのであれば、一旦秋山委員がおっしゃったように、継続審査の形を取られるのもよろしいのかと思いますが、皆様、いかが取られますか。私は、継続の審査の申入れをさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○遠藤委員 今継続審査ということをおっしゃったんですが、この内容について、そのまま継続ということになってしまうと、私はちょっとどうかなと思います。いろいろと意見が出されているの中で、一旦は取り下げて再度出し直したほうがいいのではないかと考えるわけなんです。その辺を、だから、先ほどの継続審査ということではなく、再度検討し直して出すということなので、継続では私どもはないと判断をしたいと思っております。できないんですね。分かりました。すみません。

私の発言で、取り下げるといような発言をしてしまいました。それは訂正したいと思いますので、失礼いたしました。

○守屋委員長 暫時休憩します。

午後0時47分休憩

午後0時48分開議

○守屋委員長 再開いたします。

ほかに意見ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

意見及び質疑を終結させていただきます。

これより決議案第4号について採決いたします。また討論するの。

○守屋委員長 暫時休憩。

午後0時49分休憩

午後0時49分開議

○守屋委員長 再開させていただきます。

なければ、以上で決議案第4号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

ただいま、甲斐委員により、決議案第4号については、継続審査とすべきとの意見がありましたので、継続審査についてお諮りいたします。

決議案第4号は、継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手少数であります。ただいま、継続審査にすることについては否決されましたので、原案について採決いたします。

決議案第4号は、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手少数であります。よって、決議案第4号は否決と決しました。

以上ですね。

次に、請願第5号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度創設を求める請願書を議題といたします。

請願第5号について、意見のある方は御発言願います。遠藤委員。

○遠藤委員 障害者の手帳を持っている方とか、それから、医師の診断があるとか、そういう方たちは除いて、年を経ることによって、耳の聞こえが悪くなる、そういうことでぜひ市にこの助成制度を作ってほしいという請願です。この請願内容に書いてあるように、補聴器というのは、その人その人によって、誰でもいいというものではなく、それぞれの方に合わせたものになるということで、補聴器の価格は15万円から30万円、そういうような高価な金額なんですけれども、そういうものに対して市として助成制度を作ってほしい、そしてまた、国とか県にもこの意見書を出してほしいという、そういう願いなので、ぜひこれについては、牛久市としてぜひこの請願を採択をしていただきたいということです。

○守屋委員長 なければ、以上で請願第5号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。討論ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより請願第5号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第5号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○守屋委員長 挙手全員であります。よって、請願第5号は原案のとおり採択されました。

次に、コロナの状況につきまして、委員の中から、執行部からの説明を求めたい旨の意見がありました。このことについて、意見のある方は御発言願います。

○石原委員 本件については、たしか閉会中の事務調査ということで議決をいただいておりますので、これにつきましては、閉会中の審査、日程を調整して閉中審査を行って説明を受けられたいと思います。

以上です。

○守屋委員長 以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。お諮りいたします。

委員長報告の作成書は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○守屋委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして教育民生常任委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。ありがとうございます。

午後0時55分閉会